

札幌市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第69号）新旧対照表（第10条関係）

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）（令和3年4月1日時点）	現 行	改 正 後	備 考
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p><u>第六章 雑則（第五十一条）</u></p> <p>（基本方針）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第5章まで（略）</p> <p>第6章 雑則（第55条）</p> <p>（基本方針）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第5章まで（現行のとおり）</p> <p>第6章 雑則（第55条・<u>第56条</u>）</p> <p>（基本方針）</p> <p>第2条（現行のとおり）</p> <p>2及び3（現行のとおり）</p> <p>4 指定介護療養型医療施設の設置者は、入院患者の人権</p>	<p>規定整備</p>
<p><u>虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービ</p>	<p>（新設）</p>	<p><u>の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 指定介護療養型医療施設の設置者等は、指定介護療養</p>	<p>参酌（基準省令第1条第4号）</p>
<p><u>スを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第二条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上</p>	<p>（新設）</p> <p>4（略）</p> <p>第3条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和二十三年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医師、<u>薬剤師及び栄養士</u> それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上</p>	<p>施設サービスを提供するに当たっては、<u>旧法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>6（現行のとおり）</p> <p>第3条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和二十三年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医師及び<u>薬剤師</u> それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上</p>	<p>従う（基準省令第1条第1号）</p>

<p>二～四 (略)</p>	<p>(2)から(4)まで (略)</p>	<p>(2)から(4)まで (現行のとおり)</p>	
<p><u>五 栄養士又は管理栄養士 療養病床が百以上の指定介護療養型医療施設にあっては、一以上</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上</u></p>	
<p>六 (略)</p>	<p><u>(5) (略)</u></p>	<p><u>(6) (現行のとおり)</u></p>	
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	<p>2 (現行のとおり)</p>	
<p>3 指定介護療養型医療施設（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上</p> <p>二～五 (略)</p>	<p>3 指定介護療養型医療施設（介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上</p> <p>(2)から(5)まで (略)</p>	<p>3 指定介護療養型医療施設（介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上</p> <p>(2)から(5)まで (現行のとおり)</p>	
<p><u>六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあっては、一以上</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上</u></p>	
<p>七 (略)</p>	<p><u>(6) (略)</u></p>	<p><u>(7) (現行のとおり)</u></p>	
<p>4・5 (略)</p>	<p>4及び5 (略)</p>	<p>4及び5 (現行のとおり)</p>	
<p>6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、<u>第一項第六号及び第三項第七号</u>の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟</p>	<p>6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、<u>第1項第5号及び第3項第6号</u>の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟</p>	<p>6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、<u>第1項第6号及び第3項第7号</u>の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟</p>	<p>規定整備</p>

<p>(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数の合計数が百又はその端数を増すごとに一とする。</p>	<p>(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数の合計数を100で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)とする。</p>	<p>(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数の合計数を100で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)とする。</p>	
<p>7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事する者をもって充てなければならない。ただし、<u>指定介護療養型医療施設(ユニット型指定介護療養型医療施設(第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。))にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></p>	<p>7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事する者をもって充てなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>従う(基準省令第1条第1号)</p>
<p>8 <u>第一項第六号、第三項第七号及び第六項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。</u></p>	<p>8 <u>第1項第5号、第3項第6号及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。</u></p>	<p>8 <u>第1項第6号、第3項第7号及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。</u></p>	<p>規定整備</p>
<p>9・10 (略)</p>	<p>9及び10 (略)</p>	<p>9及び10 (現行のとおり)</p>	
<p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p>	<p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p>	<p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p>	
<p>第十四条 (略)</p>	<p>第16条 (略)</p>	<p>第16条 (現行のとおり)</p>	
<p>2～5 (略)</p>	<p>2から5まで (略)</p>	<p>2から5まで (現行のとおり)</p>	
<p>6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>6 指定介護療養型医療施設の設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>6 指定介護療養型医療施設の設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>従う(基準省令第1条第3号)</p>
<p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委</p>	<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委</p>	<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委</p>	

<p>員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	
<p>二・三 (略)</p>	<p>(2)及び(3) (略)</p>	<p>(2)及び(3) (現行のとおり)</p>	
<p>7 (略) (施設サービス計画の作成)</p>	<p>7 (略) (施設サービス計画の作成)</p>	<p>7 (現行のとおり) (施設サービス計画の作成)</p>	
<p>第十五条 (略)</p>	<p>第17条 (略)</p>	<p>第17条 (現行のとおり)</p>	
<p>2～5 (略)</p>	<p>2から5まで (略)</p>	<p>2から5まで (現行のとおり)</p>	
<p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族(以下この項において「入院患者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>	<p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>	<p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族(以下この項において「入院患者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>	<p>参酌(基準省令第1条第4号)</p>
<p>7～12 (略) (栄養管理)</p>	<p>7から12まで (略) (新設)</p>	<p>7から12まで (現行のとおり) (栄養管理)</p>	
<p>第十七条の二 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</p>		<p>第19条の2 指定介護療養型医療施設の設置者等は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</p>	<p>同上</p>

<p><u>(口腔衛生の管理)</u></p> <p>第十七条の三 <u>指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>(運営規程)</p>	<p>(新設)</p> <p>(運営規程)</p>	<p><u>(口腔衛生の管理)</u></p> <p>第19条の3 <u>指定介護療養型医療施設の設置者等は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>(運営規程)</p>	<p>同上</p>
<p>第二十四条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>一～六 (略)</p> <p><u>七 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>八 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>第27条 指定介護療養型医療施設の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>第27条 指定介護療養型医療施設の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (現行のとおり)</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置</u></p> <p><u>(8) (現行のとおり)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>同上</p>
<p>第二十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>第28条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護療養型医療施設の設置者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>第28条 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 指定介護療養型医療施設の設置者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該設置者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、旧法第八条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>同上</p>
<p>4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動で</p>	<p>(新設)</p>	<p>4 指定介護療養型医療施設の設置者は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とし</p>	<p></p>

<p>あつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより 従業者の就業環境が害されることを防止するための方 針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(新設)</p>	<p>た言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたも のにより従業者の就業環境が害されることを防止する ための方針の明確化その他の必要な措置を講じなけれ ばならない。</p>	<p>従う（基準省令第 1条第3号）</p>
<p>(業務継続計画の策定等)</p>		<p>(業務継続計画の策定等)</p>	
<p>第二十五条の二 指定介護療養型医療施設は、感染症や非 常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療 養施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び 非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下 「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計 画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(非常災害対策)</p>	<p>第28条の2 指定介護療養型医療施設の設置者は、感染症 又は非常災害の発生時において、入院患者に対する指定 介護療養施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非 常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画 （以下この条において「業務継続計画」という。）を策 定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなけれ ばならない。</p>	<p>1条第3号)</p>
<p>2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続 計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を 定期的実施しなければならない。</p>		<p>2 指定介護療養型医療施設の設置者は、従業者に対し、 業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及 び訓練を定期的実施しなければならない。</p>	
<p>3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の 見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う ものとする。</p>		<p>3 指定介護療養型医療施設の設置者は、定期的に業務継 続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変 更を行うものとする。</p>	
<p>(非常災害対策)</p>	<p>(非常災害対策)</p>	<p>(非常災害対策)</p>	<p>参酌（基準省令第 1条第4号）</p>
<p>第二十七条 (略)</p>		<p>第30条 (現行のとおり)</p>	
<p>2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実 施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努 めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>	<p>2 指定介護療養型医療施設の設置者は、前項に規定する 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう 努めなければならない。</p>	<p>1条第4号)</p>
<p>(衛生管理等)</p>	<p>(衛生管理等)</p>		
<p>第二十八条 (略)</p>	<p>第31条 (略)</p>	<p>第31条 (現行のとおり)</p>	<p>従う（基準省令第 1条第4号）</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (現行のとおり)</p>		
<p>2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療</p>	<p>3 指定介護療養型医療施設の設置者等は、当該指定介護</p>	<p>3 指定介護療養型医療施設の設置者等は、当該指定介護</p>	<p>従う（基準省令第</p>

<p>施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>(掲示)</p>	<p>療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該指定介護療養型医療施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(掲示)</p>	<p>療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>(掲示)</p>	<p>1条第3号)</p>
<p>第二十九条 (略)</p>	<p>第33条 (略)</p>	<p>第33条 (現行のとおり)</p>	<p>参酌(基準省令第</p>
<p>2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p>	<p>(新設)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p>	<p>重要事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p>	<p>1条第4号)</p>
<p>第三十四条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>第38条 指定介護療養型医療施設の設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>第38条 指定介護療養型医療施設の設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (現行のとおり)</p>	<p>従う(基準省令第1条第3号)</p>

<p>三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(新設)</p>	<p>(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	
<p>2～4 (略)</p> <p>(虐待の防止)</p>	<p>2から4まで (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>2から4まで (現行のとおり)</p> <p>(虐待の防止)</p>	<p>同上</p>
<p>第三十四条の二 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 指定介護療養型医療施設の設置者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) 施設サービス計画</p>	<p>第38条の2 指定介護療養型医療施設の設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第40条 (現行のとおり)</p> <p>2 指定介護療養型医療施設の設置者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) 施設サービス計画</p>	<p>1条第4号)</p> <p>※市独自基準</p>

	<p>(2) 第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)から(6)まで (略)</p> <p>(7) 従業者の勤務の体制及び実績に関する記録</p>	<p>(2) 第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)から(6)まで (現行のとおり)</p> <p>(7) 従業者の勤務の体制及び実績に関する記録</p>	
	<p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p>	<p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p>	
<p>(基本方針)</p>	<p>(1) 前項第1号から第3号までに掲げる記録 <u>その完了の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付(旧法第40条の介護給付をいう。第3号において同じ。)</u>があった日から5年を経過した日のいずれか遅い日</p>	<p>(1) 前項第1号から第3号まで及び第7号に掲げる記録 <u>当該記録に係る介護給付(旧法第40条の介護給付をいう。)</u>があった日から5年を経過した日</p>	<p>記録の保存期間に係る改正</p>
	<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (現行のとおり)</p>	
	<p>(3) 前項第7号に掲げる記録 <u>当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日</u></p>	<p><u>(削る。)</u></p>	
<p>(基本方針)</p>	<p>(基本方針)</p>	<p>(基本方針)</p>	
<p>第三十八条 (略)</p>	<p>第42条 (略)</p>	<p>第42条 (現行のとおり)</p>	
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	<p>2 (現行のとおり)</p>	
<p>3 <u>ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の</u> <u>権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行</u> <u>うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措</u> <u>置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>3 <u>ユニット型指定介護療養型医療施設の設置者は、入院</u> <u>患者の</u><u>権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の</u> <u>整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等</u> <u>の措置を講じなければならない。</u></p>	<p>参酌(基準省令第1条第4号)</p>
<p>4 <u>ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養</u> <u>施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>4 <u>ユニット型指定介護療養型医療施設の設置者等は、指</u> <u>定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、旧法</u></p>	

<p><u>二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>		<p><u>第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>	
<p>(構造設備)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(構造設備)</p>	<p>5 (現行のとおり)</p> <p>(構造設備)</p>	
<p>第三十九条 (略)</p>	<p>第43条 (略)</p>	<p>第43条 (現行のとおり)</p>	
<p>2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。</p>	<p>2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニットの基準は、次のとおりとする。</p>	<p>2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニットの基準は、次のとおりとする。</p>	
<p>一 ユニット</p>			
<p>イ 病室</p>			
<p>(1) (略)</p>			
<p>(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、<u>原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。</u></p>	<p>(1) 一のユニットの入居定員 <u>おおむね10人以下</u>とすること。</p>	<p>(1) 一のユニットの入居定員 <u>原則として10人以下とし、15人を超えないもの</u>とすること。</p>	<p>同上</p>
	<p>(2) 病室</p> <p>アからウまで (略)</p>	<p>(2) 病室</p> <p>アからウまで (現行のとおり)</p>	
<p>(3) 一の病室の床面積等は、<u>十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。</u></p>	<p>エ 病室1室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、アただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上を<u>標準</u>とすること。</p>	<p>エ 病室1室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、アただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。</p>	<p>従う (基準省令第1条第2号)</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>オ (略)</p>	<p>オ (現行のとおり)</p>	
<p>ロ～ニ (略)</p>	<p>(3)から(5)まで (略)</p>	<p>(3)から(5)まで (現行のとおり)</p>	
<p>二～四 (略)</p>	<p>3から5まで (略)</p>	<p>3から5まで (現行のとおり)</p>	
<p>3～5 (略)</p>	<p>6から8まで (略)</p>	<p>6から8まで (現行のとおり)</p>	

<p>第四十条 (略)</p> <p>2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>一 ユニット</p> <p>イ 病室</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、<u>原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。</u></p> <p>(3) 一の病室の床面積等は、<u>十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>二～四 (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>第44条 (略)</p> <p>2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニットの基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一のユニットの入居定員 <u>おおむね10人以下とすること。</u></p> <p>(2) 病室</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>エ 病室1室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、アただし書の場合にあつては、<u>21.3平方メートル以上を標準とすること。</u></p> <p>オ (略)</p> <p>(3)から(5)まで (略)</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>6から8まで (略)</p>	<p>第44条 (現行のとおり)</p> <p>2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニットの基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一のユニットの入居定員 <u>原則として10人以下とし、15人を超えないものとする。</u></p> <p>(2) 病室</p> <p>アからウまで (現行のとおり)</p> <p>エ 病室1室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、アただし書の場合にあつては、<u>21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p>オ (現行のとおり)</p> <p>(3)から(5)まで (現行のとおり)</p> <p>3から5まで (現行のとおり)</p> <p>6から8まで (現行のとおり)</p>	<p>参酌 (基準省令第1条第4号)</p> <p>従う (基準省令第1条第2号)</p>
<p>第四十一条 (略)</p> <p>2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>一 ユニット</p> <p>イ 病室</p>	<p>第45条 (略)</p> <p>2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニットの基準は、次のとおりとする。</p>	<p>第45条 (現行のとおり)</p> <p>2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニットの基準は、次のとおりとする。</p>	<p>参酌 (基準省令第1条第4号)</p>

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、<u>原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。</u></p>	<p>(1) 一のユニットの入居定員 <u>おおむね10人以下</u>とすること。</p>	<p>(1) 一のユニットの入居定員 <u>原則として10人以下とし、15人を超えないもの</u>とすること。</p>	
<p>(3) 一の病室の床面積等は、<u>十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。</u></p>	<p>(2) 病室 アからウまで (略) エ 病室1室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、アただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上を<u>標準</u>とすること。</p>	<p>(2) 病室 アからウまで (現行のとおり) エ 病室1室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、アただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。</p>	<p>従う (基準省令第1条第2号)</p>
<p>(4) (略)</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>二～四 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p>	<p>オ (略)</p> <p>(3)から(5)まで (略)</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>6及び7 (略)</p> <p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p>	<p>オ (現行のとおり)</p> <p>(3)から(5)まで (現行のとおり)</p> <p>3から5まで (現行のとおり)</p> <p>6及び7 (現行のとおり)</p> <p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p>	
<p>第四十三条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>第47条 (略)</p> <p>2から7まで (略)</p>	<p>第47条 (現行のとおり)</p> <p>2から7まで (現行のとおり)</p>	
<p>8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>ニ・三 (略)</p>	<p>8 ユニット型指定介護療養型医療施設の設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>	<p>8 ユニット型指定介護療養型医療施設の設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) (現行のとおり)</p>	<p>従う (基準省令第1条第3号)</p>

<p>9 (略) (運営規程)</p> <p>第四十七条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一～七 (略)</p> <p><u>八 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>九 (略)</u> (勤務体制の確保等)</p>	<p>9 (略) (運営規程)</p> <p>第51条 ユニット型指定介護療養型医療施設の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(8) (略)</u> (勤務体制の確保等)</p>	<p>9 (現行のとおり) (運営規程)</p> <p>第51条 ユニット型指定介護療養型医療施設の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(7)まで (現行のとおり)</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置</u></p> <p><u>(9) その他施設の運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保等)</p>	<p>参酌 (基準省令第1条第4号)</p>
<p>第四十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第52条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定介護療養型医療施設の設置者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>第52条 (現行のとおり)</p> <p>2及び3 (現行のとおり)</p> <p>4 ユニット型指定介護療養型医療施設の設置者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該設置者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、旧法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>同上</p>
<p>5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(準用)</p>	<p>(新設)</p> <p>(準用)</p>	<p>5 ユニット型指定介護療養型医療施設の設置者は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(準用)</p>	

<p>第五十条 第六条から第十条まで、第十三条、第十五条から第十七条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十五条の二及び第二十七条から第三十六条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第六条第一項中「第二十四条に規定する運営規程」とあるのは「第四十七条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十三条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第三十六条第二項第二号中「第十条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第十条第二項」と、第二十三条の二中「第十五条」とあるのは「第五十条において準用する第十五条」と、第三十六条第二項第四号中「第二十一条」とあるのは「第五十条において準用する第二十一条」と、第二十三条の二三号及び第三十六条第二項第五号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十二条第二項」と、第二十三条の二第四号及び第三十六条第二項第六号中「第三十四条第三項」とあるのは「第五十条において準用する第三十四条第三項」と、第三十六条第二項第三号中「第十四条第五項」とあるのは「第四十三条第七項」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第六章 雑則 (電磁的記録等)</p>	<p>第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第19条まで、第23条から第26条まで及び第30条から第40条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第25条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第26条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、同条第3号及び第40条第2項第5号中「第36条第2項」とあるのは「第54条において準用する第36条第2項」と、第26条第4号及び第40条第2項第6号中「第38条第3項」とあるのは「第54条において準用する第38条第3項」と、同項第2号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、同項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、同項第4号中「第23条」とあるのは「第54条において準用する第23条」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 雑則 (新設)</p>	<p>第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第19条の3まで、第23条から第26条まで、第28条の2及び第30条から第40条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第25条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第26条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、同条第3号及び第40条第2項第5号中「第36条第2項」とあるのは「第54条において準用する第36条第2項」と、第26条第4号及び第40条第2項第6号中「第38条第3項」とあるのは「第54条において準用する第38条第3項」と、同項第2号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、同項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、同項第4号中「第23条」とあるのは「第54条において準用する第23条」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 雑則 (電磁的記録等)</p>	<p>規定整備</p>
<p>第五十一条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有</p>		<p>第55条 作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うこ</p>	<p>参酌（基準省令第1条第4号）</p>

体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第七条第一項(第五十条において準用する場合を含む。))及び第十条第一項(第五十条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

第十八条 療養病床を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設については、令和六年三月三十一日までの間は、第二条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第

(委任)

第55条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(人員に関する基準に係る経過措置)

2 指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院(平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。))であるものに限る。)については、平成36年3月31日までの間は、第3条第1項第2号中「6」とあるのは「8」と、同項第3号中「6」

ととされているもの(第10条第1項(前条において準用する場合を含む。))及び第13条第1項(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面により行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(委任)

第56条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(人員に関する基準に係る経過措置)

2 指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院(平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。))であるものに限る。)については、令和6年3月31日までの間は、第3条第1項第2号中「6」とあるのは「8」と、同項第3号中「6」

規定整備

規定整備

<p>三号中「六」とあるのは「四」とする。</p>	<p>とあるのは「4」とする。</p> <p>4 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）であるものに限る。）の老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員の員数は、<u>平成36年3月31日</u>までの間は、第3条第3項第2号の規定にかかわらず、常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数を5で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上とする。</p>	<p>とあるのは「4」とする。</p> <p>4 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）であるものに限る。）の老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員の員数は、<u>令和6年3月31日</u>までの間は、第3条第3項第2号の規定にかかわらず、常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数を5で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上とする。</p>
<p>第二十一条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、<u>令和六年</u>三月三十一日までの間は、第五条第二項第四号中「一・八メートル以上」とあるのは「一・二メートル以上」と、「二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受けていた病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル以上」とする。</p>	<p>11 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）に係る病室に隣接する廊下については、<u>平成36年3月31日</u>までの間は、第6条第2項第3号ア中「1.8メートル以上」とあるのは「1.2メートル以上」と、同号イ中「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル以上」とする。</p>	<p>11 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）に係る病室に隣接する廊下については、<u>令和6年3月31日</u>までの間は、第6条第2項第3号ア中「1.8メートル以上」とあるのは「1.2メートル以上」と、同号イ中「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル以上」とする。</p>